

第十三号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十四日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和三十年七月江戸川区条例第十二号）の一部を次

のように改正する。

第二十一条第二項中「及び第十二条の三」を削る。

第二十六条の二第三号及び第四号並びに第二十六条の三第一項第一号及び第三

項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の二第三号及び第四号並びに第二十六条の三第一項第一号及び第三項第一号の改正規定並びに次項から付則第四項までの規定は、同年六月一日から施行する。

（人の資格に関する経過措置）

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用について、は無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留（刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第

六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十六条に規定する拘留をいう。）に処せられた者とみなす。

3 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後の第二十六条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（経過措置の規則への委任）

4 前二項に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、江戸川区規則で定める。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

5 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年十月江戸川区条例第三十二号）の一部を次のように改正する。
付則第九項中「及び第十二条の三」を削る。

（説明）

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対して、新たに住居手当を支給するとともに、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）等の施行に伴い、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。